

## 令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、県内の文化の振興を図るため、熊本県文化協会(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要項に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。なお、交付決定前に支出した経費についても、令和4年(2022年)4月1日以降に支出した経費については補助対象とする。

補 助 対 象 経 費	補 助 額
補助事業者が行う文化事業に直接必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料、賃借料、負担金及び補助金に要する経費。ただし、補助金については、補助事業者が、芸術文化事業を行う団体(補助事業者に加盟している団体に限る。)、熊本県文化懇話会又は一般財団法人熊本県芸術文化振興会に助成する場合に限るものとする。	14,052 千円以内

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知するところとし、提出部数は、1部とする。

### (補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に定めるところとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

( 2 ) 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、前号に掲げる条件及び第 1 1 条に掲げる証拠書類保管の条件を付さなければならない。

( 決定の通知 )

第 5 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書 ( 別記第 4 号様式 ) により行うものとする。

( 補助事業の内容等の変更 )

第 6 条 規則第 7 条第 1 項に規定する補助金の内容等の変更事由は、補助事業に要する経費の 2 0 パーセントを超える金額の増減が生じた場合とする。

2 規則第 7 条第 1 項に規定する変更申請書は、別記第 5 号様式によるものとし、事業変更計画書 ( 第 3 条第 2 項の規定により提出した別記第 2 号様式及び第 3 号様式に朱書したもの ) を添付するものとする。

3 規則第 7 条において準用する規則第 6 条に規定する内容等の変更の決定の通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書 ( 別記第 6 号様式 ) により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書 ( 別記第 7 号様式 ) により行うものとする。

( 申請の取下げ )

第 7 条 規則第 8 条の規定に基づき申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 3 0 日を経過した日までとする。

( 実績報告 )

第 8 条 規則第 1 3 条に規定する実績報告書は、別記第 8 号様式によるものとする。

2 規則第 1 3 条に規定する添付書類は、次のとおりとする。

( 1 ) 事業実績書 ( 別記第 9 号様式 )

( 2 ) 収支精算書 ( 別記第 1 0 号様式 )

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、事業完了後速やかに提出することとし、その提出部数は 1 部とする。

( 補助金の額の確定 )

第 9 条 規則第 1 4 条に規定する補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書 ( 別記第 1 1 号様式 ) により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書(別記第12号様式)に概算払内訳明細書(別記第13号様式)及び概算払理由書を添付しなければならない。

2 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第14号様式によるものとする。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、5年とする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)4月28日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。

別記第1号様式(第3条関係)

第 号  
令和 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
申請者 団 体 名  
代表者名

令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付申請書

令和4年度(2022年度)において、下記のとおり文化関係事業を実施したいので、令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金 金円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付要項第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 交付を受けようとする補助金等の額及び補助金の額の算出基礎

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	

別記第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 参加対象及び参加者数

5 実施時期及び期間

6 実施の場所

7 その他参考資料

別記第3号様式(第3条関係)

収 支 予 算 書

事業名	収入		支出	
	事項	金額	事項	金額
合計				

補助対象経費

支出額	補助対象外経費		補助対象経費 ( )
	事項	金額	
	(内訳)		

別記第4号様式(第5条関係)

文世第 号  
令和 年( 年) 月 日

熊本県文化協会  
会長 様

熊本県知事 印

令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付決定通知書  
令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて、金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- 4 間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、前項に掲げる条件及び令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付要項第11条に掲げる証拠書類保管の条件を付すこと。

別記第5号様式(第6条関係)

第 号  
令和 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
補助事業者 団 体 名  
代表者名

令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金変更交付申請書  
令和 年( 年) 月 日付け文世 第 号で交付決定通知のあった令和4年度(2022年度)文化関係事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円  
(うち前回までの申請金額 金 円)
- 2 計画変更の理由

添付書類

事業変更計画書

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	



別記第6号様式(第6条関係)

文世第 号  
令和 年( 年) 月 日

熊本県文化協会  
会長 様

熊本県知事 印

令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金変更交付決定通知書  
令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和4年度(2022年度)文化関係事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金 金 円(前回までの交付決定額 金 円)に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- 4 間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、前項に掲げる条件及び令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付要項第11条に掲げる証拠書類保管の条件を付すこと。

別記第7号様式（第6条関係）

令和 年（ 文世第 号  
年） 月 日

熊本県文化協会  
会長 様

熊本県知事 印

令和4年度（2022年度）熊本県文化協会補助金計画変更承認通知書  
令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和4年  
度（2022年度）文化関係事業の計画変更については、熊本県補助金等交付  
規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準  
用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

第 号  
令和 年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
補助事業者 団 体 名  
代表者名

令和 4 年度（2022 年度）熊本県文化協会補助金実績報告書  
令和 年（ 年） 月 日付け文世第 号の交付決定通知に  
基づき、令和 4 年度（2022 年度）文化関係事業を実施したので、熊本県補  
助金等交付規則 13 条及び令和 4 年度（2022 年度）熊本県文化協会補助金  
交付要項第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	

別記第9号様式（第8条関係）

## 事業実績書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 参加対象及び参加者数

5 実施時期及び期間

6 実施の場所

7 その他参考資料

別記第10号様式(第8条関係)

収 支 精 算 書

事業名	収 入		支 出	
	事 項	金 額	事 項	金 額
	県補助金			
合 計				

別記第11号様式(第9条関係)

令和 年( 文世第 号  
年) 月 日

熊本県文化協会  
会長 様

熊本県知事 印

令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付確定通知書  
令和 年( 年) 月 日付け文世第 号で交付決定した令  
和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金については、熊本県補助金等  
交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知  
します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第12号様式(第10条関係)

令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金概算払請求書

令和 年( 年) 月 日付け文世第 号で交付決定の通知がありました令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付要項第10条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額金 円

口座振替払 口座名義	銀行	支店(当座、普通) 口座番号
直接払		
送金払		

添付書類

- 1 概算払内訳明細書
- 2 概算払理由書

令和 年( 年) 月 日

住所  
補助事業者 団体名  
代表者名

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

別記第13号様式(第10条関係)

概算払内訳明細書

事業名	実施期日	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金額

上記のとおり相違ありません。

令和 年 ( 年 ) 月 日

補助事業者  
住所  
団体名  
代表者名



別記第14号様式(第10条関係)

令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付請求書

令和 年( 年) 月 日付け文世第 号で確定通知がありました令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定に基づき請求します。

記

請求額金 \_\_\_\_\_ 円

口座振替払 口座名義	銀行	支店(当座、普通) 口座番号
直接払		
送金払		

令和 年( 年) 月 日

住所  
補助事業者 団体名  
代表者名

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	